



# ヘイトハラスメント裁判を 支える会 会報 Vol.8

発行  
2017年9月28日

事務局 〒544-0031 大阪市生野区鶴橋 2-15-27NPO 法人多民族共生人権教育センター内  
TEL:06(6715)6600 FAX:06(6715)0153 E-mail: info@taminzoku.com  
WEB: http://moonkh.wixsite.com/hateharassment



<https://www.facebook.com/HateHarassment>



@HateHarassment

## フジ住宅による原告非難・二次加害を許さない

パクヤンヘン

朴洋幸（事務局、NPO 法人多民族共生人権教育センター理事長）

今、会社側はブログ、フェイスブックにて反論を発信しています。反論の一つには日本籍を取得した在日韓国人の取締役がいること。だから在日韓国人社員が、人種差別やヘイトスピーチを社内で受けているなどありえないとの主張があります。かつて就職差別を起こした会社とのやりとりでも良くみられた話です。「すでに外国籍の職員はいるんです」、「だから今回の件は、何かの間違い、担当者のミスなので免罪してほしい」。しかしこういった企業は、起こした事実の捉え方にズレはあっても、今後就職差別を起こさないためにどうするのかという、少なくとも同じ方向にむかって話し合いが持たれました。しかしフジ住宅は、原告の言ってること自体がお門違いというだけでなく、裁判に負けることは日本国全体に影響を及ぼすものであるかのごとく主張し、とことん争う姿勢を示し、裁判の傍聴支援まで呼びかける始末です。前回の公判では、10名程度と思われる会社側傍聴者がいました。今後さらに増えることも予想されます。

また、恐らくその者たちが、会社ブログやフェイスブックに応

援コメントを寄せていると思われるのですが、こともあろうに、会社はそれを全社員に印刷配布し、そしてそれに対する社員の感想をさらに全社員にフィードバックさせています。当然、原告は嫌でもその文書を目にするわけです。二次、三次被害どころではありません。

実は私は原告から提訴前に初めてこの事実を聞き、文書の一部を見せてもらった時に「なんとえげつないことをする会社や」とは感じたものの、原告の SOS に即座に反応し、行動にうつせなかった自分を恥じ悔いています。私自身は在日コリアン、「外国人」の差別や人権の権利運動にかかわって、30年近くにもかかわらず…。この30年間、就職や入居差別等、被害を受けた当事者への支援や加害企業に対する抗議、改善を求める取り組みにも関わってきました。にもかかわらず、原告の訴えに共感しきれなかったことを省みて、この裁判支援に参加しています。

この裁判に関わってから「社長が韓国の悪口ばかり言っていました」と話す在日青年と出会いました。会社で在日であることを伝えていない（あえて、伝える必要もないわけですが）彼は、その言葉を苦々しく聞いていたと言います。普通に会社勤めをする中で、この彼のような思いをしている在日は少なくないでしょう。ましてや差別街宣がはびこり、中国や朝鮮半島情勢で必要以上にマスコミが騒ぎたてるこの時代においてはなおのことでしょう。そんな声なき声をつかみきれていないことを改めて痛感しました。だからこそこの闘いは負けられません。フジ住宅はあまりにも度を越しているとはいえ、フジ住宅という一企業の問題ではなく、この社会の有り様を問うている問題だと思うからです。そ

れは、在日が緊張を持たされることなく働き生活できる、そんなあたり前に生きられる社会を作る一歩につながる闘いでもあると思っています。

支える会事務局としては、まだまだこの問題を多くの人々に広げきれていないと考えています。裁判勝利のためには、もっともっと騒がしく行動し、注目を集めていかなければいけないと思っています。皆様のご協力をよろしくお願いします。

## 第7回口頭弁論期日の報告

清水亮宏（原告訴訟代理人弁護士）

2017年6月29日午後2時から、大阪地方裁判所堺支部にて、ヘイトハラスメント裁判の進行協議期日が行われ、その後続けて第7回口頭弁論期日が開かれました。

### 1 進行協議期日・第7回口頭弁論期日

口頭弁論では、原告側から第11準備書面と訴えの追加的変更申立書を提出しました。そして、私から第11準備書面の趣旨について口頭で説明を行いました。

直前に開かれた進行協議期日では、原告側が第11準備書面で主張した資料配布の違法性について、改めて整理し、内容を確認しました。



第7回口頭弁論期日後の支援者首魁で第11準備書面の説明をおこなう清水弁護士

## 2 第11準備書面で主張したこと

### (1) 配布資料の分類分け

第11準備書面で、原告側は、配布資料を4つに分類しました。1つ目はヘイトスピーチに当たる資料（配布資料①）、2つ目は①には当たるとは明白にはいえないが人種差別・民族差別を助長する資料（配布資料②）、3つ目は①②に当たらないその他の政治的見解を内容とする資料（配布資料③）、4つ目は、①②③以外の資料（配布資料④）です。

### (2) 資料の配布が原告のどのような権利を侵害するのか

配布資料①②の配付行為は、在日コリアンである原告の人種差別・民族差別的言動にさらされずに就労する権利を侵害するものであり、配布資料①②③の配付行為は、原告の人格権を侵害し、又は、原告の自由な人間関係の形成を妨げるものであると主張し

ています。

### (3) 資料の配布がなぜ違法になるのか

配布資料①については、人種差別撤廃条約やヘイトスピーチ解消法等に照らして、配布資料②については、人種差別や民族差別を助長する内容が含まれていることや、配布の目的や配布の仕方等等に着目して、配布資料③については、配布資料の内容、配布の目的、配布の仕方等に着目して、違法性を主張しました。

### 3 訴えの追加的変更申立て

原告が訴えを起こした後に、社内で原告を個人攻撃する内容の文書が配布された点について、このような文書の配布行為が、原告の人格権を侵害し、又は、原告の自由な人間関係の形成を妨げるものであると主張しました。

### 4 次回以降の予定

次回、第8回口頭弁論期日は、2017年9月28日午後2時30分からです（従来と同様、口頭弁論期日に先立って、進行協議期日が開かれます。）。

第8回期日までに、被告ら側から、反論の書面が提出される予定です。また、原告側からも、提訴後の原告への個人攻撃について、違法である理由を改めて整理した書面を提出する予定です。被告側も詳細な反論を行う予定であり、この裁判の正念場を迎えることになると予想しています。今後とも、原告・弁護団をご支援くださいますよう、お願い申し上げます。

# 支える会総会・学習&交流集会を開催しました



学習会で「レイシャルハラスメント」について解説する金明秀さん（関西学院大学）

去る8月19日、大阪市生野区のはし交流ひろば「びだん」にて、第2回ヘイトハラスメント裁判を支える会総会・学習会・交流集会を開催しました。以下の文責はすべて支える会事務局です。何とぞご了承ください。

## 1. 総会

裁判に至るまでの経緯、そして第7回口頭弁論期日までの裁判経過について、弁護団・南部秀一郎弁護士から以下の通り、報告しました。

<これまでの経緯>

2014年4月 「ブラック派遣ホットライン」に原告が相談

2015年1月 会社に対し申し入れ書を提出

2015年3月 大阪弁護士会への人権救済申立

2015年8月 原告への退職勧奨

2015年8月31日提訴

2017年6月29日第7回口頭弁論期日 署名16998筆提出

## 社内で行われていた事

社内で業務内容とは一切関係のない会長が選んだ資料を社員に配布（ヘイト・偏見文書を配布）



配布物について従業員が感想文を書く（ヘイト・偏見文書に賛同する感想文）



会長がさらにその感想文の中から会長の意に沿う感想文を選んで配布

ヘイト・偏見文書に賛同する感想文を会長のお墨付きで再配布される事によりヘイト・偏見を再生産し、同調圧力をかけ、異なる意見を排除する効果をもたらしました。

### (1) ヘイトスピーチ解消法が定義するヘイトスピーチ 3 類型に該当

さらに、その配布資料の内容が、ヘイトスピーチ解消法が定義する次の 3 累計に該当する不当な差別的言動であると指摘しています。

- ①一律に排斥（特定の民族や国籍に属する集団を一律に排斥する内容）→「日本から出て行け」等の表現
- ②危害の告知（特定の民族や国籍に属する集団の生命、身体等に危害を加える内容）→「皆殺しにしろ」等の表現
- ③誹謗中傷（特定の民族や国籍に属する集団を蔑称呼ぶ等ことさら誹謗中傷する行為）→「ゴキブリ・ウジムシ」等に例える表現

## (2) 人種差別・民族差別を助長した配付資料

フジ住宅が社内で配布した資料には、概ね次の通り3つのタイプが存在しています。

### ①国民性・民族性を直接非難する文書

「韓国人は嘘つきだ」など数々の韓国人、中国人に対する国民性・民族性を非難する文書です。

### ②歴史修正主義の文書

「慰安婦はいなかった」「南京大虐殺はなかった」などとする文書です。

### ③「在日特権」デマの文書

事実無根の「在日韓国人は税金を払っていない」「還付を受けている」等のデマを記した文書です。

これら、ヘイトスピーチ3類型に該当する文書を配布した行為は、ただちに違法であり、かつ、人種差別・民族差別文書を配布したことがヘイトスピーチを扇動する効果をもち、原告が職場での人種差別・民族差別的言動にさらされない権利を侵害しています。

## (3) 弁護団としての主張

これら権利侵害について弁護団として、人格権（労働者の権利を）侵害しているとして、具体的には次のような主張をおこなっています。

- ア．人種差別・民族差別的言動にさらされない権利
- イ．人格的自律権（私的な領域に立ち入られない）
- ウ．自由な人間関係を形成する権利

上記のような労働者の人格権を侵害するような行為を行えば、使用者が職場において労働者の人格権を侵害しないように配慮しなければならない「職場環境配慮義務」に違反しています。

次に、具体的に被告がおこなった行為に関して違法行為を指摘しています。

### ①資料配布行為について

ア．人種差別・民族差別を助長

資料配付をおこなうことで職場に人種差別・民族差別的言動を蔓延させています。そのことで職場において人種差別・民族差別的言動にさらされない原告の権利を侵害しています。

イ．労働者の私的な領域に立ち入っている

労働者の私的領域（政治的思想・歴史観・世界観など）に不当に介入しています。それは原告の人格的自立権（職場において政治的思想などを押し付けられない権利）を侵害する行為です

ウ．自由な人間関係を形成する権利を侵害

ア、イの相乗効果により、労働者である原告が自由な人間関係を形成する権利も侵害されています。

### ②教科書アンケートに動員する行為について

育鵬社の歴史教科書等を採択させる為にこれらの教科書の採用を求める内容のアンケートを出すよう強いています。

ア．会長名義で全役職員宛の文書や役職者からのメールなどで、「教科書展示会へ行って、育鵬社の教科書を採用する学校が増えるよう、働きかけて下さい」と呼びかけています。

イ．被告会長が作成したアンケートの記入例を配布（育鵬社の教科書を評価し、それ以外の教科書（東京書籍等）を批判する内容

のもの)しています。

ウ.教科書展示会に参加する意思の表明、あるいは教科書展示会に参加する事を好意的に表現した従業員の感想文を選択して配布しています。

以上のような被告の行為は、労働者である原告の私的領域に不当に介入しており、人格的自律権の侵害にあたります。

#### **(4) 提訴後の原告非難と支援の広がり**

提訴後も、フジ住宅社内では原告を非難する文書(社員からの感想文等)が大量に配布されています。一方で、原告の支援は大きな広がりを見せています。ヘイトハラスメント裁判の弁護団には70名を越える弁護士が名前を連ねるにいたりしましたし、支える会が呼びかけた署名は、6月末の第1次提出時点において1万7千筆近くに達しました。

この裁判は、レイシズムや排外主義にさらされた原告の被害を回復するためのものであると同時に、すべての労働者が、国籍や民族・文化が異なっても互いに市民的自由を享受し、いきいきと働ける就業環境を実現する為の労働裁判です。勝訴するにはもっと、みなさんにこの裁判を認知して頂き、こんな事は許されないという声が必要です。

今後とも、ご支援の程よろしくお願いします。

#### **(5) 支える会の活動報告と会計報告**

引き続き、支える会事務局より、2015年8月に原告が提訴してから今までの会の活動報告と会計状況の報告をおこないました。過去7回の口頭弁論期日毎に傍聴支援に駆けつけていただいた皆

さん、そしてカンパをいただいた皆さんに、改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。15～16 ページに、総会で報告した支える会の活動報告と会計報告を掲載していますので、ご覧ください。

## 2. 学習会「レイシャルハラスメントについて」

第2部では、学習会「レイシャルハラスメントについて」を関西学院大学教授の<sup>キムミヨンス</sup>金明秀さんを講師にお招きして実施しました。詳しい内容は、次号に掲載したいと思います。

## 3. 各団体・個人からのアピール

### (1) <sup>リシネ</sup>李信恵さん（フリーライター、反ヘイトスピーチ裁判原告）

ヘイトスピーチで名誉を傷つけられたとして、李信恵さんが「在日特権を許さない市民の会（在特会）」と元会長・桜井こと高田誠に550万円の賠償を求めた控訴審判決が大阪地裁であり勝訴し、高裁では日本初の「民族的差別と女性差別との複合差別に当たる」と認定された事を報告。民族差別と女性差別の複合差別の被害は足し算ではなくかけ算になる。まだ、保守速報との裁判もあり、裁判は自分もつらいが原告もつらいと思う。ともに闘っていきたいとエールを頂きました。

### (2) 相可文代さん（子どもたちに渡すな！あぶない教科書 大阪の会）

フジ住宅の裁判で社員を教科書アンケートに動員させていた事が明らかになり、大阪市などで100枚以上同じ内容のアンケートが発見されたり、アンケート用紙を1200枚も持ち帰って記載し出しているなど数々の行為が発覚した。今年は、小学

校の教科書採択だったが公正に採択された。学校にはいろいろな国の子ども達がいる。「日本人はすごい」と殊更、それを強調している教科書もあり、一緒に学ぶいろいろな国の子ども達がどんな気持ちで授業を受けるのかと思う。排外的な教科書で差別が再生産されてしまう可能性もある。今後も中学校等の教科書が採択されていく、気をつけていかなければならない。

(3) <sup>ムンゴンファイ</sup>文公輝さん（多民族共生人権教育センター）

「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」が施行され、ヘイトスピーチを審査会にユーチューブの動画などを申し出し、アカウント名の公表などされ、動画が削除されるなどの成果があった。しかし、審査に時間がかかる事や、実名でヘイトスピーチする者にとって実名公表しても効果的ではない。罰則規定の必要性を議論していく。

(4) 安田幸雄さん（部落解放同盟大阪府連合会）

1975年 部落地名総鑑（被差別部落の所在地等を記載した書籍）事件があり、就職差別に部落地名総鑑使用されるという大事件があった。その部落地名総鑑の原典の『全国部落調査』という書籍を、鳥取ループと称するグループが「全国部落調査・復刻版」として復刻、アマゾンで予約受付開始する事を掲載した事が発覚した。部落解放同盟が提訴、アマゾンの販売中止や裁判所の「出版販売してはならない」という仮処分にも、「オークションに出品しました。もちろん、全国部落調査もついています」と居直り。出版社に出版差し止め執行、「仮差し押さえ」でも「ダウンロードして保存と」呼びかけたりしている。部落差別から子孫を守る

為にもインターネット掲載への対応や、「人権侵害救済法」の早期制定。鳥取ループを許さない社会包囲網が必要である。ヘイトハラスメント裁判とともに闘っていききたい。

(5) 村田浩治さん（大阪市営地下鉄「ひげ禁止」違憲訴訟弁護団、ヘイトハラスメント裁判弁護団長）

原告の男性は1982年に大阪市交通局に入局、その当時、先輩達もヒゲを生やしていた為、原告もヒゲを生やし始めた。その後、ずっと運転手として勤務していたがヒゲを生やしている事で苦情はなかった。9年前に勤務場所が移動になり、大阪市交通局が内規でヒゲを生やす事を一律に禁じ、従わない事を理由に2回昇進試験に落とされた。3回目で合格はしたが下から2番目に低い評価しかない。その後マイナス評価をされ、夏冬のボーナスもカットされた。これらの行為について個人の自由を侵害し違憲だとして提訴した。

<原告より>

お客様指向を理由に、下から2つ目の評価をつけられている。毎日整え、身だしなみも整えている。英会話も可能だとアピールするも評価は変わらない。ヘイトハラスメントと同じ部分が多く、憤りを感じる。裁判中はしんどいが応援、支援して頂ければと思う。ともに闘っていききたい。

(5) <sup>キムソンヒ</sup>金星姫さん（大阪朝鮮学校授業料無償化訴訟弁護団、ヘイトハラスメント裁判弁護団）

2017年7月28日、大阪朝鮮学園が、大阪朝鮮高級学校の高校授業料無償化制度の適用を求めた訴訟で全面勝訴しました。大阪

地裁は「無償化から排除した理由が拉致問題の解決の妨げになり国民の理解が得られないという外交的、政治的意見に基づいて無償化対象から排除した。無償化の目的である教育機会均等確保とは無関係で朝鮮学校が朝鮮総連から不当な支配を受けている疑念を生じさせる特段の事は認められない」と判決がでました。しかし、広島県では敗訴しています。大阪も、国は大阪地裁の判決を不服として控訴しています。大阪では国からの授業料の援助と大阪独自の高校生へ大阪府支援補助金があります。そちらでも無償化を訴えています。朝鮮学校の生徒達にも無償で教育を受ける事が出来るように裁判など支援をお願いします。

#### 4. 原告より

集会の最後には、原告によるアピールがありました。「今も資料はまだ2日に1回は配布されている。社会的には、フジ住宅は優良メーカー、ホワイト企業と評価され、東証1部上場である。会長の都合のいい考え、都合のいい人間が出来るようにされている。教科書アンケートに動員され、アンケートを書いた事実は消えない。この裁判は長」続くので、倒れないようにしたい。よろしくをお願いします」。

集会終了後は、多くの皆さんに参加していただき、最寄りの生野コリアタウンで買い出しをおこなった料理を囲んで懇親・交流の時間をもちました。

# ヘイトハラスメント裁判を支える会

活動報告 (2015年8月～2017年8月)

日時	できごと
<b>2015年</b>	
8月31日(月)	原告提訴
9月11日(金)	支える会準備会
9月23日(水)	支える会第1回会議
10月3日(土)	支える会第2回会議
10月9日(金)	「子どもを戦場に導く教科書はいらん! 抗議集会」(大阪)において原告・弁護団アピール
10月11日(日)	支える会第3回会議
10月31日(土)	支える会第4回会議
<b>11月12日(木)</b>	<b>第1回口頭弁論期日</b> 支援者集会を開催 会報第1号を発行、支える会パンフレットを発行
11月28日(土)	支える会3つ折りリーフレットを発行
11月29日(日)	支える会第5回会議
<b>2016年</b>	
1月9日(土)	支える会第6回会議
<b>1月21日(木)</b>	<b>第2回口頭弁論期日</b> 支援者集会を開催 会報第2号を発行
1月30日(土)	支える会第7回会議
3月6日(日)	支える会第8回会議
3月24日(木)	同和問題解決(部落解放)・人権政策確立要求大阪実行委員会主催「差別事件真相報告集会」において事務局アピール
<b>4月14日(木)</b>	<b>第3回口頭弁論期日</b> 支援者集会を開催 会報第3号を発行
4月17日(日)	支える会第9回会議
5月15日(日)	支える会第10回会議
5月28日(土)～29日(日)	自由法曹団総会、分科会にて原告・弁護団アピール、報告
6月25日(土)	「暴かれた大阪市・呉市の育鵬社教科書採択の不正! 採択のやり直しを求める全国交流集会」(大阪)において原告・弁護団アピール
7月3日(日)	支える会第11回会議
7月23日(土)	ヘイトハラスメント裁判学習&交流集会 ①ミニ学習会「ヘイトハラスメントと人権侵害」(西谷敏共同代表) ②トークセッション「ヘイトハラスメントは誰が/誰の問題?」 原告×弁護団×竹信三恵子共同代表 ③報告・アピール ※会報第4号を発行

7月26日(火)	多民族共生人権研究集会以原告・弁護団報告
8月28日(土)	支える会第12回会議
<b>9月15日(木)</b>	<b>第4回口頭弁論期日</b> 支援者集会を開催 会報第5号を発行
10月2日(日)	支える会第13回会議
11月6日(日)	部落解放人権研究兵庫大会分科会で事務局報告
11月13日(日)	支える会第14回会議
<b>12月15日(木)</b>	<b>第5回口頭弁論期日</b> 支援者集会を開催 会報第6号を発行 「ヘイトハラスメント裁判の公正な審議・判決を求める署名」開始
12月17日(土)	支える会第15回会議
<b>2017年</b>	
2月5日(日)	支える会第16回会議
3月5日(日)	支える会第17回会議
<b>3月9日(木)</b>	<b>第6回口頭弁論期日</b> 支援者集会を開催 会報第7号を発行
3月26日(日)	街頭署名&街宣活動(南海岸和田駅、難波駅)
4月20日(木)	支える会第18回会議
6月3日(土)	支える会第19回会議
<b>6月29日(木)</b>	<b>第7回口頭弁論期日</b> 街頭署名&街宣活動(南海堺東駅) 署名16,998筆提出 支援者集会を開催 会報第8号を発行
7月9日(日)	「部落解放大阪府民共闘会議合宿交流会」にて事務局より報告
7月20日(木)	支える会第20回会議

## ヘイトハラスメント裁判を支える会会計報告

(2015年9月1日～2017年7月31日時点)

収入			支出		
科目	金額	備考	科目	金額	備考
寄付	2,151,664	162件(個人、団体), 報告集会カンパ含む	会場費	22,540	裁判報告集会会場
雑収入	28,445	利息等	印刷費	175,766	パンフ、リーフレット、横断幕
			旅費交通費	25,471	原告支援呼びかけ集会参加費等
			弁護士費用	613,402	実費分支払い
			街宣活動費	21,146	街宣時配布ティッシュ
			消耗品費	1,059	ボールペン等
			雑費	6000	街宣許可申請費用
<b>収入合計</b>	<b>2,180,109</b>		<b>支出合計</b>	<b>865,384</b>	

収入 2,180,109円 - 支出 865,384円 = 1,314,725円 (2017年8月時点残金)

## 鶴橋駅前で街頭宣伝とチラシ配布をおこないました

8月19日の支える会総会・学習&交流集会の直前、午後12時から1時間、JR大阪環状線鶴橋駅前、ヘイトハラスメント裁判の実態と支援を訴えるため、街頭宣伝とポケットティッシュに織り込んだチラシの配布をおこないました。20名近くの皆様に集まっていただき、わずか1時間の間に1000枚を超えるチラシを配布することができました。

街ゆく人の関心は極めて高く、立ち止まって街宣を聴く人、チラシ配布をおこなっている支援者に詳しく話を聴く人などがたくさんおられました。さすが「在日コリアンの街」生野の玄関口、確かな手応えを感じることができました。

フジ住宅は、生野区内でも分譲地を開発して販売をおこなっています。社内で在日コリアンに対するヘイトスピーチ文書を配布しながら、一



鶴橋本通商店街を練り歩き駅前に移動



街宣では弁護団もマイクを持ちました

方で在日コリアンを顧客として利益を得ている訳です。これがいかに破廉恥な行為であることであるかは言うをまちません。このことを被告らが省みて、態度を改めていただくことを願ってやみません。

## 原告からのメッセージ

# 「いつか希望がみえますように・・・」

テレビで「関東大震災の朝鮮人虐殺」にまつわる、最近の世の中の動きが流れていた。9月1日。関東震災被害者への追悼(大法要)の横では震災後に広まった人の手による虐殺被害への追悼式典。少し距離を置いて、昨年からは始まった虐殺はなかったと唱える人たちの新しい式典。そして、社会のリーダーによる「繰り返さないために語り継ぐ」という宣言の入った虐殺被害者への追悼文は亡くなった。どのような考えの人たちの思いに答えて?どんな未来を目指して?この現実が選ばれたのか・・・。

虐殺の被害者数を確定できないと主張する人が都合よく、言葉(6000人という被害者数を確定させる、という部分)を端折って「証拠はない」と言いかえれば、「虐殺自体もなかった」こと(対応)になる。デマを煽動した新聞や虐殺を目にした人の証言に向き合わない人たちの声が過去と未来を創る力になる。そんな流れをあえて受け入れようとする日本を感じた。軽んじられたのは、虐殺被害者だけでなく、長い間、人間の過ちに対して真摯に向き合い未来につながろうとしてきた日本の姿だと思う。

後半には、ヘイトスピーチ街宣も取り上げられていた。

日の丸や日章旗を「これでもか」と掲げ「素晴らしい日本」をアピールする人たちが、「在日」や韓国・朝鮮(人)を蔑み、忌み嫌い、排除するための言葉を大音量で垂れ流す。直視できず斜に構えて画面を見ていると、ヘイトスピーチに抗議し止めさせようとする人、ともに生きようと呼びかける側の人たちに向かって危険だから寄らないようにと制止する警察の姿が結果的にヘイトスピーチ街宣を守っているように見えた。なぜ、直接、ヘイト街宣を止めてくれないの?と普通に思う。

一体、何を守るの?と。ヘイト街宣を守ることが警官一人一人の思いでないことを祈りつつ、公の機関がヘイト街宣を「容認する」現実を見た。

私は、ヘイトスピーチ街宣の現場にいたことはない。ほとんど外に行かないから。

でも、こんな映像やニュースなんかが流れた時には、会社の中での数々のことがフラッシュバックする。涙と吐き気、憎しみをトイレにこもって閉じ込めた時のこと。

会社の中は、外とは違う。「素晴らしいTOP」が「正しい」と言えば、どんな汚い言葉と矛盾であっても、賛同とその教えに感謝する人の声、行動しか見えない。嫌でも、せいぜい黙るだけ。出来る限り関わらないよう態度を濁して、感情を入れないようにする。私も(本心を押し殺して)そうしていた。あのマンガが配られるまで。

ヘイト街宣の現場で、ともに生きようと呼びかける一人のおモニ(お母さん)は「今日、私は絶望を見に来たのではない。希望を見に来た。」という。いつか私も、今はまだ見えない希望を会社の中で見たいと思う。その為にこの訴えを通じて、会社の中でおかしなことに曝(さら)されず、安心して働けるようにしていきたいという気持ちを、伝えていこうと思う。